

第40課 無効と取消－取消

次に、取消について考えてみよう。

取消は、法律行為に欠陥（これを「取消原因」という）があって、そのままその法律効果を確定的に発生させてしまうと不当な不利益を受けてしまう当事者がある場合に、一応は有効な行為を、当初に遡って無効とする選択権（「**取消権**」）を一定の範囲の者に与える制度である。この選択権を有するのが取消権者であり、取消は取消権者でなければすることができない点で、原則としてだれからでも主張できる点でも無効と異なる。

取消原因には様々なものがあるが、すでに学んだ詐欺・強迫によって意思表示をした者、行為時に未成年などの制限能力者であったことなどが代表的な取消原因である。

取消権者は、多くの場合は表意者本人であるが、制限能力者に関してはその代理人、**承継人**もしくは同意をなすことのできる立場にある者（保佐人や補助人）、詐欺又は強迫による意思表示をした者についてはその代理人もしくは承継人も取消をすることができる（民法第120条）。逆に、これ以外のものは取消はできない。取消は、相手方、つまり取り消すことのできる意思表示をした相手方に対して、取消という意思表示（単独行為）をすることにより行われる。口頭でも文書でもよい。

取消があると、その法律行為ははじめから、つまりその法律行為がなされた時点から無効であったものとみなされる（民法第121条）。このように、過去に遡って効力を及ぼすことを「遡及効」（“そきゅうこう”）という。

また、取消すことのできる行為は、取消で無効にするのとは逆に、**追認**によって有効にすることができる（民法第122条）。取消は、取消権者を保護するためのものであることから、取消権者がそのまま取消することなく法律効果を確定させることができても、別にだれも害することはないので、差し支えないわけである。さらに、民法は、取消すことのできる行為の相手方の不安定な地位に配慮し、取消権者が、もはや取り消さないことを前提とするような行動をとったときは、その行動をもって追認したものとみなすという制度を置いた。これが民法第125条の「法定追認」の制度である。取消権者が同条に列挙された行為をした場合には、相手方としては、もはや取消されることはないであろうと考えるのが通常なので、その期待を保護するため、このような制度を設けたのである。

1 重要語句

a 取消・取消権

取消の意味は本文で説明したとおりであるが、取消と似たものに「撤回」という概念がある。取消は、不完全な効果を生じているものを当初に遡って無効とする制度であるが、「撤回」とは、完全に有効な効果を生じているものを、将来に向かって効力を失わせる行為であるところに違いがある。つまり、遡及効がないわけである。民法550条の書面によらない贈与がその例であるが、この場合にも民法は「取消」という言葉を使っているので注意を要する。

取消も、特殊な場合には裁判所に訴えを起こしてしなければならないことがある。婚姻の取消（民法743条以下）や、株式会社の決議の取消（商法247条以下）などがその例である。

取消権は、消滅時効にかかる（民法第126条）。すなわち、追認ができるようになった時（下記c参照）から5年間、又は法律行為のときから20年間、取消をしないでいると、取消権はなくなる。

b 承継人

ある人の立場を受け継いだひとのこと。例えば、相続人は、被相続人（死んだ人）の権利義務関係を原則としてそっくりそのまま受け継ぐので、承継人である。また、権利などを譲渡されて、元の権利者の立場を引き継いだ場合も承継人という。

c 取り消すことのできる行為の追認

この追認は、前課で学んだ無効行為の追認とは性質が異なるので注意。無効行為の追認は、無効な行為を有効とするのではなく、追認のときに新たな行為があったものとするのであるが、取り消すことのできる行為の追認は、有効であるが不確定な行為を最初から確定的に有効な行為にする行為である。もともと一応は有効な行為を確定させるのであるから、第三者を害することは理論的に考えられず、そのため、「第三者を害することはできない」という民法第122条但書の規定は、意味のない無駄な規定であると理解されている。

なお、追認は、表意者がするには、取消原因から脱した（例えば、未成年であれば成人した、あるいは強迫されている場合には、その強迫が終わった）時以降でなければ、有効な追認はできない。そうでないと、追認自体にまたもや取消原因が生じてしまうからである。